

# 「船舶機関規則等の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントについて

平成19年5月  
海事局安全基準課

## 1. 背景

現在、海洋汚染及び大気汚染の防止を確保するため、1973年海洋汚染防止条約及び1973年海洋汚染防止条約の1978年議定書（以下「マルポール条約」という。）が発効しており、我が国も同条約の締約国である。

2002年11月に発生したスペイン沖の油タンカー「プレステージ号」の大規模油流出事故を契機に、シングルハルタンカーのフェーズアウトを促進し、ダブルハルタンカーの早期導入を目的とするマルポール条約附属書I（以下「附属書I」という。）の改正が、2003年5月に開催された第50回海洋環境保護委員会（MEPC50）において採択され、2005年（平成17年）4月5日に発効している。

その一方で、小型の油タンカーの貨物油タンクよりもはるかに多くの油を積載している大型船の燃料油タンクに対しては規制がなかったことから、貨物油タンクと同様の防護措置（ダブルハル化）の必要性について検討が行われ、2006年3月に開催された第54回海洋環境保護委員会（MEPC54）において、燃料油タンクの防護保護等を目的とする附属書Iの改正が採択された。同改正は、2007年（平成19年）8月1日に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。

このため、当該内容を国内法令に取り入れるため、船舶機関規則等の改正を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

### （1）船舶機関規則の一部改正

附属書Iの改正を受け、新たに、燃料油タンクの総容量が600立方メートル以上の船舶の燃料油タンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において、大量の燃料油が排出されることを防止するための措置が講じられたものでなければならない旨規定する。（新設：第69条関係）

### （2）海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正

附属書Iの改正を受け、重質油の定義を以下のとおり改める。（第1条第4項第2号関係）

現行：摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度における動粘度が百八十平方立方メートル毎秒を超える燃料油

改正後：摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度における動粘度が百八十平方立方メートル毎秒を超える原油以外の油

(3) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正

附属書 I の改正を受け、国際油汚染防止証書（IOPP 証書）の様式を変更する。  
（第 12 号様式関係）

(4) その他所要の改正等（経過措置等）

その他所要の改正及び改正省令等の円滑な施行を実施していく観点から必要に応じ関連通達の整備等を行うこととする。

- ・ 施行日前に建造契約が結ばれた船舶等について、必要な経過措置を定める。
- ・ 施行日に現に交付されている証書については、引き続き有効とする。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 19 年 7 月 上旬

施行：平成 19 年 8 月 1 日